

明治天皇皇子女夭折問題関連の新出史料

深瀬 泰旦

神奈川県川崎市

はじめに

池田文書は明治期において宮内省侍医局長官として、長きにわたって明治天皇の健康面をささえてきた池田謙齋家に保存されていた貴重な書簡を中心とした文書群である。これについては、池田文書研究会の名でさきに『東大医学部初代総理池田謙齋 池田文書の研究』(上・下)2巻として発刊し¹⁾、その後も現在にいたるまで『日本医史学雑誌』に継続して発表している。

今回順天堂大学医学部医史学研究室に保管されている、池田家の日用品や食料等の支払伝票などに混在していた表題の文書を発見した。明治天皇皇子女夭折問題関連の史料は非常にかぎられているので、断簡ではあるがここに報告する。

新出史料の概略

今回の新出史料は明治16年8月31日からはじまる明治天皇第三皇女滋宮韶子(しげのみや・あきこ)内親王についての御容體書7通と、同年9月6日付の死亡確認文書それぞれの下書原稿である。その書体からみて8通の文書は4名の医師によって書かれたものと推定されるが、それぞれの文書の執筆者を特定することはできなかった。

その文書を以下に掲げる。これらは池田文書第3682号文書として一括収録されているので、日時の経過にしたがって配列し枝番号を付した。

1. 明治16年8月31日付文書(第3682号の1)

御容體書

宮様御容體本月十三日比より御小水御通利御減少被遊候ニ付、拜診仕候所少々御中暑被遊候故御小水御減少と奉診候、乃御手宛にて御

小水御分利被為在候へとも御気重にて御哺乳御減、二十日御微熱被為在候ニ付御兼用加減調献、廿一日廿二日廿三日御同篇中御肝鬱被遊候ニ付、御本方加減、御口中御附葉調献、廿四日廿五日廿六日御同篇、廿七日御唇舌御腫、御哺乳被遊兼、又々御小水御不利、御本方加減、御口中御附葉等調献、廿八日御大便七度御小水四度御通利被為在候へ共御口中余程御糜爛、廿九日御同篇中時々御発汗、御大便六度御小水三度、夜中御安眠被遊兼候、三十日御口中御爛ハ大ニ御減被遊候へ共御肝気御発動、時々御搖頭、御咬牙被為在候ニ付御乳御絞召上候所佳也御召上候、其他御口候等ハ不奉診候へ共、只今之内精々御鎮痛仕度奉診候以上

十六年八月卅一日

浅田宗伯²⁾

下條通春

清川玄道

松島美實

本文申上候後、御鎮痛之御手宛仕

昨夜ハ御穩にて佳也御眠被遊、御小水

三度被為在候

2. 明治16年9月1日付文書(第3682号の2)

御容體書

滋宮様御容體昨三十一日上申仕候後、午後九時御閉塞之御気味不為在候ニ付、右御手当仕暫時ニテ御緩被遊候、昨夜は御相応ニ御寝、御大便五度御小水両度御通利被為在外、昨日ニ御同篇ニ被為在候、此上御驚擗³⁾等不被為在候様精々御予防罷在候以上

明治十六年九月一日

浅田初四名

3. 明治16年9月2日付文書(第3682号の3)

御容體書

滋宮様御容體昨一日上申仕候後、午前九時後御閉塞之御気味不為在候得共、右御手当ニテ御開キ被遊、午後御同篇、御大便五度御小水三度御通利、夜中佳也御寝被遊候、尚御鎮痲仕度注意罷在候以上

明治十六年九月二日 浅田初四名

4. 明治16年9月3日付文書(第3682号の4)

御容體書

滋宮様御容體昨二日上申仕候後、御閉塞之御気味不被為在御乳御しほりニ無之少しつづ被召上時々御寝、御大便五度御小水二度御乳葉共御相応ニ被召上、夜中佳也御寝、今朝御目覚拜診仕候所、御脈腹共御同篇中御平ニ奉診候已上

九月三日 浅田初四名

5. 明治16年9月4日付文書(第3682号の5)

御容體書

滋宮様御容體昨三日上申仕候後御閉塞之御気味不被為在、御大便五度御小水四度御利通、夜中御相応ニ御寝被遊外、昨日御同篇中御穩之方奉拜診候以上

九月四日 浅田初四名

6. 明治16年9月5日付文書(第3682号の6)

滋宮様御容體昨四日上申仕候後御異常不被為在、午後一時暑熱之為メ少々御心煩被為在候得共、速ニ御緩み被遊候、御大便五度御小水三度御利通、夜半御相応御寝御同篇之内御平之方ニ奉拜診候以上

九月五日 浅田初四名

7. 明治16年9月6日付文書の1(第3682号の7)

滋宮様御容體昨五日上申仕候後、正午前後両度御心煩之気味被為在候得共、無程御緩、夜中佳也御寝、御大便四度御小水二度御通利今朝六時半御目覚後俄ニ御撃擗御発昂、右御手当仕稍御緩被遊候得共、時々御直視御発擗之

御模様奉窺候間、精々右御預防仕罷在候也

九月六日 浅田初四名

8. 明治16年9月6日付文書の2(第3682号の8)

九月六日一等侍医池田謙斎拜診⁴⁾

同日午後四時比ヨリ御危篤^(ママ)之御容體

終ニ午後八時薨去被遊候事

在来の史料について

在来から存在する史料について簡単にふれておく。

滋宮韶子(しげのみや・あきこ)内親王の明治14年8月3日の出生から、2歳1ヶ月後の明治16年9月6日の死亡時にいたる経過を記した文書は、矢数道明によると「當直申繼簿」からはじまり、これにもとづいて作成されたと思われる「宮中當直日誌」につづく。さらにこれが正史としての『明治天皇紀』へとつづくわけである。さきの報告⁵⁾では『明治天皇紀』を唯一の史料として採用して報告したが、それを補う意味でも有意義と思われる史料として「當直申繼簿」と「宮中當直日誌」があり、さらにはそれにさきだつのが今回の新出史料といえよう⁶⁾。これを時系列にしたがってならべると「御容體書」、「當直申繼簿」、「宮中當直日誌」、『明治天皇紀』となる。

まず在来の史料である「當直申繼簿」は、矢数道明によれば滋宮誕生の日から4名の漢方医が御用掛に任命されて主治医としての任務についてたことをのべている。それは浅田宗伯を執ヒとして下條通春、清川玄道、松島美實の4名で、これ以外の医師は関与していない。この文書は文字どおり各医師が病状と処方、用語上の注意、食事の指示などの諸事項について齟齬のないように、事実認識とそれにたいする意見を共有する目的で記述したものである。その最初のページは以下のようである。

八月三日午後四時三十分前、

姫宮様御誕生遊され、六時浅田宗伯、下條通春、松島美實拜診、御薬調献、其後御酒並びに御夜食下され、清川玄道も罷り出て拜診、

嵯峨殿より下條、清川、松島へ
 姫様御用掛り仰せつけらるる趣、執ヒ浅田宗
 伯と申合せ、相勤むる様御口達に相成り、宿
 直浅田、松島、朝番の者は午前九時出頭、宿
 直午後六時と申合す⁷⁾。

この「當直申繼簿」は下書きなので、これを基礎として正式な記録としてのこされたのが「宮中當直日誌」である。これは3分冊からなり、第1冊は明治14年8月3日から12月31日まで、第2冊は明治15年の1年間にわたり、第3冊は明治15年8月25日より10月2日までと、明治16年8月31日より9月6日までである。これらはすべて滋宮にかかわる記事である。

『明治天皇紀』は編纂に長い年月を要したが、全12巻として吉川弘文館から公刊されているので比較的容易によむことができる⁸⁾。

明治16年8月の病状について

この時期の病状については「宮中當直日誌」ではつぎのように記述されている。

宮様御容態、八月十三日頃より小水不利、中暑のためと思われたが、気重く、哺乳減少し、微熱があつて唇舌腫れ、下利、口中糜爛三十日に至って口中の糜爛甚しく、肝気発動し、時々御搖頭、御咬牙あらせられた。

九月五日六時半御目覚め後俄に御掣搖を発し、時々直視、發搐。……

九月六日、今朝六時半、御發頸（註、ケルニッヒ症状、後弓反張等の痙攣症状）の後、少々緩急されたが、御氣息促拍、種々仕り候得共、漸々御衰弱遊され、午後八時遂に御大切と為られ候⁹⁾

とあり、この日池田謙齋が拝診して浣腸、芥子泥湿布を試みたとあつて、この記事をもって「宮中當直日誌」はおわっている。

ここにみられる「八月十三日頃より云々」の記事はさきにあげた池田文書番号第3682号の1の前段の部分と一致しており、これによってこれら

の記録はその部分から直接に引用されたといつてさしつかえなからう。

この新出の「御容體書」はさきにもっとおり、滋宮について実際に手をくわして治療しているのは浅田宗伯を長とする4名の漢方医である。そこには洋方医がまったく関与していない。しかし宮内省侍医局という組織からみると、これはかなり変則状況であるといつていざらう。組織論からみると「御用掛」という名称のもとに漢方医が治療に参画し、形式的には侍医局において責任者としてその一端をになっている池田謙齋がこのさいの責任者であるようにみえるが、「御容體書」をみるかぎり漢方医のみでローテーションをくんで治療にあたっている実態が浮き彫りにされている。

これら4名の漢方医にたいする御用掛就任にあつての辞令を寓目する機会はないが、つぎのような辞令が存在するという事実からみると、侍医局という組織に属していない人材を採用するにあつては、以下のような辞令にもとづいているといえる。

その一例として矢数道明論文に掲載された、村瀬豆洲への宮内省辞令がある¹⁰⁾。そこには「当分昭宮拝診御用仰付候事」や「常宮拝診御用仰付候事」の文言によって組織外の人物を雇用する方策をとっていることがしめされている。

さらにたとえ組織内の人間であっても、担当外の医務なり業務に参画する場合には、あらためて辞令が発令されるという例として池田文書第1518号をあげよう。明治15年12月2日付の宮内省より発令された池田謙齋の辞令である。

一等待医 池田謙齋
 権典侍千種任子妊娠ニ付御用掛被仰付候事
 明治十五年十二月二日 宮内省¹¹⁾

花松権典侍千種任子が妊娠し、のちの第四皇女増宮章子を明治16年1月16日に出産するが、分娩のおよそ1ヶ月半前に発せられた辞令である。これは池田謙齋が担当している医療や医務とは別に、妊娠や分娩に関する医療も担当せよという辞

令と考えていだろう。侍医という立場からすれば千種任子の診察は可能であろうと思われるが、責任の分担とその所在を明らかにする意味で、あらためてこのようは辞令が発令されたと考えられる。たとえ侍医局の正規職員である侍医であっても、職務規程にふくまれない医療に関してはこのような辞令の発令を必要としたといえよう。

宮中の医療において漢方医と洋方医の対立があったことは『明治天皇紀』にもあきらかである。その一つの表れとして拝診拒否問題がある。この点についてはさきの報告においてのべた¹²⁾。今回の新出史料も漢方医のみで診療にあたり、洋方医は介入していない状況をしめしている。

これからみると新時代に即応して次第に洋方医でかためている侍医局でさえ、漢方医を採用して診療にあたらせなければならぬ事情があったといえよう。その後盾となったのは天皇自身の漢方医学や漢方医への厚い信頼であり、さらに天皇がそのような強い意志をもつにいたったのは、天皇自身の脚気治療が思うような効果をあげることができないことに起因していると思われる。

拝診御用という役職

浅田宗伯は落合泰蔵の著書によると「尚薬奉御」と名乗っている¹³⁾。

「尚薬」とは官名で天子あるいは東宮の侍医をさす。「尚薬奉御」は典薬頭、大医令のことであるが、さきの辞令から推察すると「侍医」という官に任官したのではなく、「拝診御用」という職に就任したということが制度的には正しい解釈のように思われる。現にこの『漢洋病名対照録』の封面には、浅田宗伯は「滋明両宮尚薬奉御」の肩書で本書の校閲を担当していることを明らかにしている。

「御用」という名辞は宮中や官庁の用務をさし、戦前にはよく使用されていて、「御用掛」という名辞も使用されることがあった。この御用掛という慣例の制度は現在でこそみられないが、戦前にはごく普遍的な人事採用の方法として広く用いられていた。これによって定員や被採用者の資格を限定せず、格式にしぼられずに採用側の意向に即

した方法として用いることができる利点をもった、かなり融通無碍な方法であった。

上記4名の医師のほかには、明治15年8月5日には鍼灸師渡瀬正造、9月1日には岡田昌春、河内全節が伺候して治療にくわわっている。11月15日には本復したので各医師に慰労金などが下賜されているが、そのおりには上記医師のほかは今村亮、岡桐蔭、竹内元正などの名がみえる。

とくに今回の新出史料によれば、治療に参画しているのは浅田宗伯をトップとする4名の漢方医にかざられていることは明らかである。洋方医の名がまったくみられず、終始漢方家が24時間体制で診療に従事している。すなわちこの4名の漢方医がそれぞれ2名づつに別れ、24時間体制で診療にあたったことをしめしている。症状と治療経過、そして今後とるべき治療手段についての知識を共有するためのメモとして書かれたのがこの新出史料であるといえる。

これをみると、この4名の漢方医はがっちりスクラムを組んで、洋方医が口をさしはさむ余地をまったく与えない体制を組んでいる様子がかいまみられる。官制的には侍医局中枢の地位にいる池田謙齋を中心にして侍医局の運営にあたっているが、本論で問題にしている皇子女の治療においては、洋方医が関与している様子はみられない。

明治天皇は洋方家の医師よりも漢方医を好んでその治療をうけていた。その要因は天皇自身の脚気が侍医の治療をうけているにもかかわらず好転せず、十分な信頼がえられるような実績がみられなかったためであるとする遠藤正治の指摘はただし¹⁴⁾。

これにくわえて相次ぐ皇子女の夭折問題において、納得のいく解決策がいつにみられない点もその要因の一つと考えたい。天皇の漢方医にたいする信頼にゆるぎないものがあったことによって、漢方医のみがチームを組んで皇子女の治療にあたるという状況が現出したと考えられる。このような制度が維持されたのは、明治天皇自身の意向がおおきく作用していたといえよう。

現実の社会では政府の施策によって漢方医学の権威が次第に低下していくにもかかわらず、宮中

ではその反対の状況が出現していたといっても過言ではない。その根拠となったのは、天皇の信念ともいえる漢方医への厚い信頼にあったといえよう。

おわりに

医制の公布のような新しい動きによって新時代に即応した医療体制の転換が目論まれているなかであって、宮内省侍医局内部では時代の趨勢に逆らうような動きが存在していた。それをうかがわせるにたる史料について報告した。

この新出史料の探索についてご尽力いただき、種々ご意見をたまわった池田文書研究会の斎藤美栄子氏、須永忠氏に厚くお礼を申しあげる。いつもかわらぬご指導をいただいている順天堂大学酒井シヅ名誉教授に感謝申しあげる。

引用文献と註

- 1) 池田文書研究会編. 東大医学部初代総理池田謙齋池田文書の研究(上). 京都: 思文閣出版; 2006年同(下). 2007年
- 2) これら四名は浅田宗伯を長とする滋宮の医師団でいずれも漢方医である.
- 3) 驚搐: 『漢洋病名対照録』(落合泰蔵)の34ページには、痙攣に関連した言辞として「驚搐」をはじめとして数おおくあげられている。すなわち漢名「搐搦」の見出しのもとに、和名として「ひきつける」また「もがく」「びくつく」があげられており、訳名の欄には「搐搦」および「搐掣」があり、泰西訳書である『内科簡明』から引用したという「急癇」もあげられている。さらに欄外には詳細な注記として
痙癢、發搐、驚搐、風搐等ノ別名有、方考ノ癇門ニ曰 搐者四肢屈曲之名、搦者十指開握之義云々、入門ニ曰ク痙癢ナル者ハ手足牽引也、大成論鈔ニ曰ク痙癢ナル者ハ搐搦之輕キヲ言フ也、又方書中載所ノ掣引、蹇掣、拘急等ノ名亦搐搦ニ属ス

との頭注がある。言辞に相違はあるが、それぞれが特徴をもった特殊な形態の痙攣とはいえ、これによって診断に資するにたる痙攣を表現しているとは思えない。

- ・落合泰蔵. 漢洋病名対照録. 痙攣病. 東京: 英蘭堂; 1883. p.34
- 4) ここで初めて侍医局の責任者の一員である池田謙齋が拝診した事実がのべてられている。本史料において、これ以外の洋方医の名をみることはない。
- 5) 深瀬泰旦. 明治16年と同21年の上申書からみた明治天皇皇子女夭折問題. 日本医史学雑誌. 2015; 61(2): 163-178
明治天皇皇子女夭折の死因について. 日本医史学雑誌2015; 61(3): 255-266
皇統の危機はいまに始まったことではない——明治天皇皇子女の夭折問題. 川崎市小児科医会会誌2012; 44: 5-26
- 6) この新出史料は見出しとして「御容体書」あるいは「御容體書」と両様に表記されているが、本論では「御容體書」に統一した。
- 7) 矢数道明. 宮中出仕漢方医家の当直日誌について(一). 漢方の臨床1960; 7(11): 617-622より引用。
- 8) 宮内省書陵部編. 明治天皇紀. 全12巻 東京: 吉川弘文館 1969. 滋宮にかかわる記事はその第六巻(1971)にある。
- 9) 矢数道明. 宮中出仕漢方医家の当直日誌について(二). 漢方の臨床. 1960; 7(12): 682-687より引用。
- 10) 矢数道明. 明治漢方三大家の一人村瀬豆洲の生涯. 近世漢方医学史——曲直瀬道三とその学統. 東京: 名著出版; 1982. p.338-353
- 11) 池田文書第1518号
- 12) 深瀬泰旦. 明治16年と同21年の上申書からみた明治天皇皇子女夭折問題. 日本医史学雑誌2015; 61(2): 163-178
とくにこれに関連した事項は166ページから168ページに詳述した。
- 13) 落合泰蔵. 漢洋病名対照録. 東京: 英蘭堂; 1883. 封面および序
- 14) 遠藤正治. 明治期の侍医制度と池田文書. 吉田忠・深瀬泰旦編 東と西の医療文化 京都: 思文閣出版; 2001. p.265-306